# 第49号議案

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

# 提案理由

平成30年度の夏季休業期間に限り実施する留守家庭児童会における育成料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

### 芦屋市条例第 号

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

芦屋市留守家庭児童会条例(平成15年芦屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下,改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 第6条第2項の規定にかかわらず、平成30年7月20日から同	
年8月31日までの間に限り実施する児童会に入会する児童の保	
護者が納付しなければならない平成30年7月分の育成料の額は,	
児童1人につき4,000円とする。この場合において、土曜日の	
育成を受けさせようとするときは、児童1人につき800円を、時	
間を延長しての育成を受けさせようとするときは、児童1人につき	
1, 500円をそれぞれ加算する。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参 照

芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

平成30年度の夏季休業期間に限り実施する留守家庭児童会における育成料を 定めるため、この条例を制定しようとするもの。

# 2 改正の内容

平成30年7月20日から同年8月31日までの間に限り実施する留守家庭児童会に入会する児童に係る平成30年7月分の育成料の額について、次のとおり特例を定める。(附則第3項関係)

区分	児童1人当たりの育成料(月額)
月曜日から金曜日までの育成	4,000円(8,000円)
土曜日の育成	800円(1,600円)を加算
時間を延長しての育成	1,500円(3,000円)を加算

※ ( )内は特例を適用しない育成料の額

#### 3 施行期日

公布の日

# 夏季休業期間の留守家庭児童会事業

留守家庭児童会事業に待機児童が生じていることから、その対策として次のとおり、 平成30年度の夏季休業期間に限り留守家庭児童会を開設します。今回の事業は、朝 日ケ丘幼稚園の空き教室で運営している「にじいろ学級」で実施します。

- (1) 開設期間 平成30年7月20日(金)~8月31日(金)
  - ※ 日曜日及び祝日並びに8月13日~16日は除く。
- (2) 開設時間 ①月曜日から金曜日までの育成:午前8時~午後5時
  - ②土曜日の育成:午前9時~午後5時
  - ③時間を延長しての育成:午後5時~午後7時
  - ※ 土曜日の延長育成は実施しない。
- (3) 開設場所 朝日ケ丘幼稚園 (芦屋市朝日ケ丘町10番3号)
- (4) 定 員 40人(にじいろ学級の人数を含む。)
- (5) 対象児童 本事業受付開始時に本市留守家庭児童会事業において待機となっている児童。ただし、定員に空きがあるときは夏季休業期間に育成の必要があると認められる1年生から4年生までの児童も対象とする。
- (6) 育成料

月曜日から金曜日までの育成	7月	4,000円
	8月	8,000円
土曜日の育成	7月	800円
	8月	1,600円
時間を延長しての育成	7月	1,500円
	8月	3,000円

- (7) 保険料 500円
- (8) 実 費 7月 1,000円

8月 2,000円

(9) 受付開始時期 7月初旬(予定)